皿 **(n) (n)**

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳、頭蓋骨及び大腿 骨等を含む人骨

上記の者は、平成30年8月23日午後3時50分頃、 さいたま市北区土呂2丁目53番地の新築工事現場 敷地内にて発見された。周辺環境等から、150年 から200年経過した可能性のある屈葬された人骨 と特定。

遺体は、平成30年12月28日にさいたま市思い出 の里市営霊園内「やすらぎの墓」に安置した。

お心当たりのある方は、さいたま市北区役所福 祉課までお申し出ください。

平成 31 年 3 月 29 日

埼玉県

さいたま市長 清水 勇人

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢40歳以上の男 性、着衣は赤色チェック柄長袖ネルシャツ、紺 色ジーパン、赤靴下、色不明長袖襟付シャツ、 エンジ色トランクス、黒半袖Tシャツ、所持品 は無し

上記の者は、平成30年12月20日午前8時10分、 □ | 神奈川県小田原市南鴨宮二丁目31番12号神谷ア パートⅡ102号室6畳和室押入れ内において発見 された。死亡時期は平成29年頃(推定)。

遺体は火葬に付し遺骨を保管していますので、 心当たりの方は、当市福祉事務所まで申し出てく ださい。

平成 31 年 3 月 29 日

神奈川県

小田原市長 加藤 憲一

行旅死亡人

1. 本籍(推定大阪府大阪市東区、以下不詳)・ 氏名(推定山下茂雄)·年齢(推定昭和23年11 月21日生70歳)・住所不詳、男性、所持金100円

上記の者は、平成30年12月30日午前10時15分、 横浜市西区みなとみらい2丁目1番1号横浜みな と博物館タワー棟C通路上で死亡しているところ を発見されましたが身元の特定に至らなかったこ とから、本籍等不明の者として公告します。死亡 推定日時は平成30年12月29日午後、死因はうっ血 性心不全です。

2. 本籍・氏名・住所不詳、男性、推定50歳以上、 身長152cm~165cm、体格普通、所持金246円、 長袖Tシャツ、灰色スラックスズボン、灰色靴 下、茶色革靴、トランクスパンツ、パスケース 1個、パスモ1枚、小銭入れ1個

上記の者は、平成30年7月9日午前4時50分、 横浜市鶴見区市場下町7番先鶴見川河川敷で死亡 しているところを発見され、死亡推定日時は平成 30年7月9日未明前後、死因は焼死です。

3. 本籍・氏名・住所不詳、男性、推定50歳~70 歳代、体格中肉

上記の者は、平成30年10月8日午後10時40分頃、 横浜市南区中村町2丁目110番地1先中村川河川 内において発見され、110番通報において横浜市 立大学附属市民総合医療センターに運ばれました が平成30年10月8日午後11時46分死亡、死因は溺 死です。

4. 本籍・氏名・住所不詳、男性、推定30歳~40 歳、身長160cm前後、半袖紺色Tシャツ、紺色 半ズボン、白色スニーカー

上記の者は、平成30年3月16日午後3時00分頃、 横浜市戸塚区吉田町1623番地24東側山林内で発見 され、死亡推定5年から10年程度経過しており、 死因は不詳です。

以上4件、遺体は火葬に付し、遺骨は市営久保 山墓地に保管しています。お心当たりのある方は、 当市健康福祉局生活福祉部生活支援課まで申し出 てください。

平成31年3月29日

神奈川県

横浜市長 林 文子

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢55~60歳(推定) の女性、身長150cm、灰色コート、緑色セーター、 黒色セーター、黒色ジャージズボン

上記の者は、平成30年12月末頃、福岡県筑紫野 市原田3丁目9番地の五郎山公園にて死亡したも ので、身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管し てあります。心当たりの方は、当市健康福祉部保 護課まで申し出てください。

平成31年3月29日

福岡県

筑紫野市長 藤田 陽三

無縁墳墓等改葬公告

小松市墓地(向本折)の整理のために無縁墳墓 等について改葬することとなりましたので、墓地 使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関す る権利を有する方は、本公告掲載の翌日から1年 以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁 墳墓として改葬することになりますのでご承知く ださい。

平成31年3月29日

石川県小松市

- 1. 墳墓等所在地 石川県小松市向本折町坤1-1、坤1-2、坤1-3、坤1-4、坤1-5
- 2. 墳墓等の名称 小松市墓地(向本折)
- 3. 死亡者の本籍及び氏名 全て不詳 外、計
- 4. 改葬を行おうとする者 石川県小松市小馬出 町91番地 小松市長 和田 愃司

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬する こととなりましたので、墓地使用者等、死亡者の 縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方 は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出く ださい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁 仏として改葬することになりますのでご承知くだ さい。

平成 31 年 3 月 29 日 和歌山県和歌山市

- 1. 墳墓等所在地 和歌山県和歌山市今福2丁目 2番4号
- 1. 墳墓等の名称 和歌山市今福霊園
- 1. 死亡者の本籍及び氏名 具教列 その他不詳
- 1. 改葬を行おうとする者 和歌山県和歌山市七 番丁23番地 和歌山市長 尾花 正啓

公示送達

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第99 条第2項の規定による水戸・勝田都市計画事業東 部第1土地区画整理事業の下記に記載する者に対 する仮換地の使用収益開始日の通知は、送付すべ き場所を確知することができないので、同法第 133条第1項及び第2項において準用する同法第 77条第5項の規定により、当該書類の送付に代え てその内容を次のとおり公告する。

なお、図面は掲載を省略し、茨城県ひたちなか 市大字中根3312番地2 (仮換地 街区22符号2) ひたちなか市営深谷津集会所において掲示する。

平成 31 年 3 月 29 日

水戸・勝田都市計画事業

東部第1十地区画整理事業

施行者 ひたちなか市

代表者 ひたちなか市長 大谷

- 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名 茨城県水戸市袴塚三丁目13番15号 明治不動産有限会社
- 2 通知の内容

勝東区発第63号(平成元年9月5日付)で変 更指定した下記仮換地について、使用または収 益を開始することができる日を平成31年4月18 日と定めたので、土地区画整理法第99条第2項 の規定により通知します。

仮換地

街区 138

符号 1

位置 添付図面のとおり

地積 1.311m²

1 この処分について不服があるときは、この処 分があったことを知った日の翌日から起算して 3か月以内に茨城県知事に審査請求をすること ができます。ただし、この処分があったことを 知った日の翌日から起算して3か月以内であっ ても、この処分があった日の翌日から起算して 1年を経過したときは、審査請求をすることが できなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分があったこ

とを知った日の翌日から起算して6か月以内

(この処分があったことを知った日の翌日から 起算して3か月以内に審査請求をした場合に あっては、その審査請求に対する裁決があった ことを知った日の翌日から起算して6か月以 内。以下同じ。)に、ひたちなか市を被告として (訴訟においてひたちなか市を代表する者は、 ひたちなか市長となります。)、提起することが できます。ただし、この処分があったことを知っ た日の翌日から起算して6か月以内であって も、この処分があった日の翌日から起算して1 年を経過したとき(この処分があったことを 知った日の翌日から起算して3か月以内に審査 請求をした場合にあっては、その審査請求に対 する裁決があった日の翌日から起算して1年を 経過したとき) は、処分の取消しの訴えを提起 することができなくなります。